

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第10号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>5級地</u> 福岡市に属する地域	(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>4級地</u> 福岡市に属する地域
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(令和10年3月31日までの間における地域手当)
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第74号。以下「改正給与条例」という。）附則第8項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第75号。以下「改正給与等条例」という。）附則第8項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、これらの規定の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
(1) 20パーセント級地 100分の20
(2) 16パーセント級地 100分の16
(3) 14パーセント級地 100分の14
(4) 9パーセント級地 100分の9
- 改正給与条例附則第8項後段及び改正給与等条例附則第8項後段の人事委員会規則で定める級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 20パーセント級地 東京都の特別区に属する地域
(2) 16パーセント級地 大阪市に属する地域
(3) 14パーセント級地 名古屋市に属する地域
(4) 9パーセント級地 福岡市に属する地域
- この規則の施行の日から令和10年3月31日までの間における地域手当に関する規則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「前2条」とあるのは「同条及び地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年岩手県人事委員会規則第10号）附則第3項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「地域手当に関する規則の一部を改正する規則附則第4項の規定により読み替えられた前項」とする。